

# 参 考 资 料

# 平成20年度予算案の概要

社会・援護局(社会)

〔	平成20年度予算額(案)	2兆	866億円	〕
	平成19年度予算額	2兆	618億円	
	差引額		248億円	

(対前年度伸率 101.2%)

## I 福祉・介護サービス従事者の確保・養成の推進

### 1 従事者の確保の推進

#### (1) 介護福祉士等現況調査事業の創設 4.7百万円

福祉人材を確保するために、介護福祉士等の資格を有するものの福祉・介護サービスに就業していない者等の実態調査等を行い、潜在的有資格者の参入の促進等を図る。

#### (2) 中央福祉人材センター運営事業費 6.1百万円

福祉・介護分野への国民の積極的な参入・参画が促進されるように、福祉人材確保重点月間を定め、全国規模で広報活動、合同面接会、福祉人材交流大会、メンタルヘルス等の相談事業等を月間内に重点的に行う。

#### (3) 福祉人材確保推進事業

〔	セーフティネット支援対策等事業費	〕
	補助金195億円の内数	

介護福祉士など潜在マンパワーの掘り起こし、福祉分野への障害者雇用の促進等を、重点的に行っていく。

#### (4) 福利厚生センター運営事業費 15.8百万円

## 2 教育・実習体制の充実等

### (1) 介護教員講習会事業の創設 8百万円

個別ケアや認知症への対応等新たなケアに対応できるより質の高い介護福祉士を養成するための教育カリキュラムの見直しを踏まえ、介護福祉士養成施設の専任教員となる者に対する講習会についても、研修内容等を見直して新たに実施する。

### (2) 社会福祉士実習・演習担当教員講習会事業の創設 4百万円

権利擁護等の新たな福祉ニーズへの対応や地域福祉の基盤整備等の相談援助業務に対応できる実践力の高い社会福祉士を養成する観点から、福祉系大学等においても、より質の高い実習・演習内容を担保していくため、新たに実習・演習担当教員に対する講習会を実施する。

### (3) 介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業の創設

3 3百万円

実習生が実習施設において利用者1人ひとりに適した介護計画の作成方法や介護実践の方法等を学べるよう実習施設における実習指導者の質と量を確保するため、新たに実習施設の実習指導者に対する研修を実施する。

### (4) 社会福祉士養成実習施設実習指導者特別研修事業の創設

2 2百万円

実習を通じて実践的な相談援助技術を習得できるよう、より質の高い実習内容を確保する観点から、実習施設における実習指導者の質と量を確保するため、新たに実習施設の実習指導者に対する研修を実施する。

### (5) 介護実習内容高度化モデル事業 2 3百万円

### (6) 社会事業学校経営委託費 4 6 6百万円

### (7) 社会福祉職員研修センター経営委託費 4 9百万円

(参考)

経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入れ  
19百万円

外国人介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを実施する観点から、介護導  
入研修を実施するとともに、受入施設に対して巡回指導等を行う。

## II 地域福祉の再構築

### 1 「小地域福祉活性化事業」の創設

セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数

地域における拠点づくりと見守り活動等を活性化させるため、地域福祉活動を調整する役割を担うコミュニティーソーシャルワーカー（仮称）の市町村への配置等を支援するモデル事業を実施する。

### 2 「地域日常生活自立支援事業」の創設

セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数

地域において生活に困窮している者に対し、生活保護に至らないように早期に支援するため、自立支援プランによる継続的な支援を行うモデル事業を実施する。

### 3 「社会福祉推進事業」の創設

5億円

21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営を図るため、低所得者対策、地域福祉の推進、福祉基盤の確保等に関わる先駆的、革新的な事業等に対して助成を行う。

### 4 電話による自殺予防相談関連事業の実施

81百万円

### Ⅲ 生活保護制度の適正な実施

2兆 53億円（1兆9,820億円）

（内 訳）

・ 保護費等負担金	19,755億円
┌ 保護費負担金	19,669億円
└ 中国残留邦人生活支援給付金	86億円
・ 施設事務費負担金	276億円
・ 生活保護指導監査委託費	22億円

※ その他、生活保護受給者の自立支援等を推進する予算として、セーフティネット支援対策等事業費補助金（195億円）を計上。

#### 1 自立支援プログラムの着実な推進

〔セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数〕

生活保護受給者に対し、個々の抱える様々な生活上の課題に応じた支援を行うため、自立支援プログラムによる就労支援や日常生活支援等の着実な推進を図る。

##### ○ 自立支援業務に関する研修事業の創設

被保護者の自立を支援するために必要な対人援助技術やケースワーク等に関する研修の実施を通じ、福祉事務所職員の専門性の向上を図り、自立支援プログラムの推進に資する。

##### ○ 健康増進法に基づく健康診査及び保健指導活用推進事業の創設

健康増進法に基づく健康診査及び保健指導を、健康増進部局と生活保護部局が連携して実施することにより、被保護者の生活習慣病の予防・改善を図り、もって医療扶助の適正化に資する。

##### ○ 町村福祉事務所設置推進支援事業の創設

都道府県福祉事務所における生活保護等の事務について、町村への移行を積極的に進めるため、先駆的・試行的な取組を実施する自治体を支援する。

※ ハローワーク等との連携

- ・ ハローワークにおける生活保護受給者等のための就労支援ナビゲーター等の配置（280人→315人） 〔 1, 107百万円  
[職業安定局にて計上] 〕

- ・ 生活保護受給者向けの公共職業訓練の実施 〔 662百万円  
[職業能力開発局にて計上] 〕

2 濫給・漏給の防止対策の推進

生活保護の適用について、生活保護を受けてはならない者が受給しないよう「濫給の防止」を図ることはもとより、生活保護を受けるべき者が受給できるよう「漏給の防止」についても徹底を図るための施策を強化する。

3 その他従来から進めている適正化の推進等

**IV ホームレスの自立支援等基本方針を踏まえた施策の推進**

- 自立支援事業等の推進 〔 セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数 〕

ホームレスの自立を支援するため、生活相談・指導、職業相談、健康診断等を行う自立支援事業や総合相談推進事業等を実施する。

**V 消費生活協同組合の適正な事業実施の推進**

- 消費生活協同組合指導監督事業の創設 〔 セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数 〕

都道府県が行う消費生活協同組合（生協）の検査について、事業の健全性確保及び組合員の保護を図るため、検討委員会の開催や検査員の資質を向上させる事業を実施し、生協に対する指導監督の充実強化を図る。

**VI 社会福祉施設等に対する支援**

- 1 社会福祉法人経営支援事業の創設 〔 セーフティネット支援対策等事業費  
補助金195億円の内数 〕

効率的な経営等が必要な社会福祉法人に対して、事業転換、合併・事業譲渡、法

人間連携などの支援方策を検討する「社会福祉法人経営支援協議会」を都道府県にモデル的に設置し、必要な助言・指導等を行い、法人経営の健全化を図る。

## 2 独立行政法人福祉医療機構

### (1) 貸付事業等

#### ア 貸付枠の確保

資金交付額	3, 338	億円
・ 福祉貸付	1, 637	億円
・ 医療貸付	1, 701	億円

#### イ 貸付条件の改善等

##### ○ 療養病床の転換に係る融資条件の緩和等

- ・ 療養病床のケアハウス及び介護老人保健施設等への転換に係る融資条件の緩和
- ・ 過去に整備した療養病床に係る債務の円滑な償還のための「療養病床転換支援資金（仮称）」の創設

##### ○ 障害者の就労支援事業の推進に伴う融資条件の緩和

##### ○ 障害者グループホームの消防用設備設置等に係る融資条件の緩和

##### ○ 耐震化に係る改築・修繕等事業に係る融資条件の緩和

##### ○ アスベスト対策に係る融資条件の緩和 等

(2) 独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 4, 145百万円

(3) 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 9, 764百万円

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

26, 537百万円

3 社会福祉施設の整備 112億円

生活介護、自立訓練、就労移行支援等の障害者の日中活動に係る事業所やグループホーム等の障害者関連施設の整備を計画的に促進するとともに、保護施設の着実な整備を図る。

平成20年度社会・援護局関係主要行事予定<社会関係>

月	行 事	開催場所	所管	備考
4月	全国福祉事務所長会議	東京ビッグサイト	総務課	4月25日
5月	福祉人材センター全国連絡会議 平成20年度災害救助担当者全国会議	東京都 厚生労働省	福祉基盤課 総務課	5月27日～28日 5月下旬
6月	生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	保護課	6月下旬
7月				
8月	全国生活保護査察指導員研究協議会	東京都	指導監査室	8月27日～29日
9月	全国社会福祉研修実施機関代表者連絡会議 第27回全国社会福祉施設経営者大会 第17回全国ボランティアフェスティバルにいがた	京都府 宮城県 新潟県	福祉基盤課 福祉基盤課 地域福祉課	9月4日～5日 9月18日～19日 9月20日～21日
10月	共同募金運動 第77回全国民生委員児童委員大会	全国 兵庫県	総務課 地域福祉課	10月～12月 10月29日～30日
11月	平成20年度全国社会福祉大会	東京厚生年金会館	総務課	11月7日
12月				
1月	全国厚生労働関係部局長会議 第21回社会福祉士・介護福祉士国家試験(筆記試験)	厚生労働省 全国各会場	厚生労働省 福祉基盤課	1月中旬 1月下旬
2月				
3月	社会・援護局関係主管課長会議 生活保護関係全国係長会議 第21回介護福祉士国家試験(実技試験)	厚生労働省 厚生労働省 全国各会場	総務課 保護課 福祉基盤課	3月上旬 3月上旬 3月上旬
	福祉人材確保重点月間	全国	福祉基盤課	未定

# 災害救助法の概要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

## 1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

## 2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

## 3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

## 4 救助の種類、程度、方法及び期間

### (1)救助の種類

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理             |
| ② 食品、飲料水の給与     | ⑦ 学用品の給与              |
| ③ 被服、寝具等の給与     | ⑧ 埋 葬                 |
| ④ 医療、助産         | ⑨ 死体の搜索及び処理           |
| ⑤ 被災者の救出        | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

### (2)救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

## 5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

## 6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	90/100

## 7 災害救助基金について

(1)積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2)運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

## 災害救助法適用基準（同法施行令）

### 1 住家等への被害が生じた場合

(1) 区域内の人口に応じた次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）

市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
	5,000人以上	30世帯
	15,000人以上	40世帯
	30,000人以上	50世帯
	50,000人以上	60世帯
	100,000人以上	80世帯
	300,000人以上	100世帯
		150世帯

(2) 当該市町村を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること（令第1条第1項第2号、令別表第2・第3）

① 都 道 府 県 の 人 口		住家滅失世帯数
	1,000,000人以上	1,000世帯
	2,000,000人以上	1,500世帯
	3,000,000人以上	2,000世帯
		2,500世帯

② 市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
	5,000人以上	15世帯
	15,000人以上	20世帯
	30,000人以上	25世帯
	50,000人以上	30世帯
	100,000人以上	40世帯
	300,000人以上	50世帯
		75世帯

(3) 当該市町村を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

都 道 府 県 の 人 口		住家滅失世帯数
	1,000,000人以上	5,000世帯
	2,000,000人以上	7,000世帯
	3,000,000人以上	9,000世帯
		12,000世帯

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする

(4) 災害が隔離した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第1条）

### 2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（基準省令第2条第1号）
- ・ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（基準省令第2条第2号）

厚生労働省関係の主な初動対応(新潟県中越沖地震)

日時	県の対応	被災市町村への要請等	国への要請等	国の対応
7/16				
10:16	地震発生、県災害対策本部設置			
10:32	自衛隊派遣要請			
10:33				全国のDMATに待機要請
10:38	DMAT村上総合、刈羽郡病院へ派遣			
10:35				厚生労働省災害対策本部設置
10:50	DMAT新潟市民1班先遣隊として派遣			
10:50	日赤DMAT1班先遣隊として派遣			
12:00	DMAT村上総合、新潟市民、県立中央病院、刈羽郡病院へ派遣			
12:12	日赤DMAT出動			
12:30	山形・富山県DMAT自主派遣			
12:45				政府調査団に担当官を派遣
13:00	部内保健師を現地へ派遣(安否確認・避難所状況確認)			
13:00	「こころのケアホットライン」開設			
13:30			厚生労働省に対しDMAT派遣要請	山形県、長野県及び富山県等にDMAT派遣要請
14:05	福井県DMAT自主派遣			
14:50	避難所開設状況をプレスリリース			
15:00	刈羽村サービス「きらら」を要援護者の避難所に決定			
16:00			厚生労働省を通じ県外保健師派遣調整相談	各都道府県等からの保健師の派遣の可否について照会 省内連絡会議を開催
16:35				安倍総理ほか柏崎市入り
17:00		地震対応のための高齢者施設の定員超過利用について通知(地域機関あて施設・市町村への指導を依頼)		緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を新潟県及び新潟市に通知
17:30	柏崎市の避難所へ保健師派遣を(市の要請を待たず)決定。刈羽村から要請があり、17日から村へも派遣決定	長岡市、柏崎市、上越市、小千谷市、出雲崎町、刈羽村へ仮設住宅の建設の検討を連絡		避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅設置等について新潟県に通知

厚生労働省関係の主な初動対応(新潟県中越沖地震)

日時	県の対応	被災市町村への要請等	国への要請等	国の対応
18:02	県現地対策本部設置決定			
18:25				安倍総理、避難所(柏崎小学校)視察
19:30		柏崎市より応急仮設住宅250戸要請		
20:00	出雲崎町から要請があり、17日から町の避難所へ保健師派遣を決定。			柏崎市等に災害救助法を適用
21:50	県現地対策本部設置			
23:25	エコノミークラス症候群注意喚起チラシの現地配布を決定、体制を検討			
7/17				
不明		被災市町村あて、要援護者に対する緊急対応として、旅館等を避難所として活用する旨通知		
不明	避難所に栄養相談に関するチラシを配布			政府現地連絡対策室に派遣
不明	脱水予防及び栄養に関するチラシを配布			
不明	県福祉保健部副部長と柏崎市福祉保健部長、介護高齢課長とデイサービスの機能を利用した福祉避難所の設置について合意			
12:45	被災した障害福祉施設への支援を行う旨報道発表(現地での保健業務、物資の提供等)			
13:00	エコノミークラス症候群注意喚起チラシ配布体制決定			「エコノミークラス症候群予防に関する提言」及び「予防Q&A」を新潟県等に情報提供
13:30			応急仮設住宅の建設戸数について厚生労働省に協議	
15:00		刈羽村より応急仮設住宅100戸要請		
20:00		柏崎市より応急仮設住宅1000戸要請		

厚生労働省関係の主な初動対応(新潟県中越沖地震)

日時	県の対応	被災市町村への要請等	国への要請等	国の対応
7/18				
不明	看護協会(県支部・全国)に看護師派遣要請			
不明	県老人福祉施設協議会に対し、福祉避難所への職員派遣協力を文書依頼			
8:30	「こころのケアチーム」派遣開始	被災市町村あて、要援護者に対する緊急対応として、旅館等を避難所として活用する旨通知		
10:00	DMAT活動現地本部閉鎖			
10:30				厚生労働省、国立精神・神経センターの職員を派遣。15:00より県災害時こころのケア対策会議開催
11:00				厚生労働省災害対策本部会議を開催
12:45	被災した障害福祉施設への支援を行う旨報道発表(現地での保健業務、物資の提供等)			国立病院機構新潟病院から、エコミークラス症候群医療チーム発足の連絡、避難所での巡回検査実施
13:00			応急仮設住宅の建設要件について厚生労働省と協議	
14:00頃			17日、内閣府へ物資提供要請(ウェットティッシュ、紙おむつ等)	厚生労働省の関係団体が調整し、物資の提供(ウェットティッシュ、紙おむつ等)
夕方	地震対応の協力依頼(県老人福祉施設協議会、県介護老人保健施設協会に対し、職員派遣協力施設取りまとめや福祉避難所等への職員派遣調整等を依頼)			
18:50		被災地の施設への協力可能施設の状況について情報提供(地域機関、市町村、被災市町村施設、居宅介護支援事業所、地域包括支援センターあて送付)		
不明	福祉避難所の設置(予定)状況をHPで公表			

※ 内容については、現在精査中である。

新潟県中越沖地震の被害状況及び対応について

厚生労働省

1 厚生労働省における対応

- 7月16日(月)10時35分 厚生労働省災害対策本部設置  
政府調査団に厚生労働省担当官を1名派遣
- 7月16日(月)16時00分 新潟県中越沖地震対策省内連絡会議を開催
- 7月17日(火) 厚生労働省から担当官を政府現地連絡対策室に1名派遣  
(7月19日より、2名体制:8/10終了)  
18時30分 新潟県中越沖地震対策省内連絡会議(第2回)を開催
- 7月18日(水)11時00分 厚生労働省災害対策本部会議実施
- 7月20日(金) 新潟労働局に現地連絡員を派遣(新潟県庁にて活動:8/3終了)
- 8月1日(水) 厚生労働大臣が新潟県中越沖地震の被災地を視察(柏崎市)

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

(1)災害救助法関係

①災害救助法の適用(7/25 17:00現在) -都道府県知事が決定する。

新潟県長岡市	[ニカクケンナガオカシ]	(法適用日7月16日)
〃 柏崎市	[ 〃 カシワザキシ]	( 〃 )
〃 小千谷市	[ 〃 オチヤシ]	( 〃 )
〃 上越市	[ 〃 ジョウエツシ]	( 〃 )
〃 三島郡出雲崎町	[ 〃 サントウケンイスモザキマチ]	( 〃 )
〃 刈羽郡刈羽村	[ 〃 カリワケンカリワムラ]	( 〃 )
〃 三条市	[ 〃 サンジョウシ]	( 〃 )
〃 十日町市	[ 〃 トオカマチシ]	( 〃 )
〃 燕市	[ 〃 ツバメシ]	( 〃 )
〃 南魚沼市	[ 〃 ミナミウオヌマシ]	( 〃 )

②応急仮設住宅等の設置

新潟県は、以下のとおり応急仮設住宅の設置等について対応

ア. 応急仮設住宅の設置(9/20現在)

建設戸数	着工日	完成日	入居開始日
柏崎市	262戸	7月23日又は25日	8月12日
合計 1,007戸	509戸	7月24日又は25日	8月15日
	5戸	8月1日	8月24日
	63戸	8月3日	8月29日
	128戸	8月6日又は8日	8月30日
	40戸	8月29日	9月19日
刈羽郡刈羽村	200戸	7月23日	8月14日
三島郡出雲崎町	11戸	7月25日	8月12日
合計 15戸	4戸	8月3日	8月24日

イ. 民間賃貸住宅の借り上げ

応急仮設住宅の建設に代えて、民間賃貸住宅の借り上げによる対応を図るため、新潟県は関係業界と調整を図り、被災者受け入れに活用

## ウ. ホテル・旅館等の活用

避難所における生活を早期に解消するため、ホテル・旅館等の活用を図るため、新潟県は、被災地近辺のホテル・旅館等を借り上げて、被災者受け入れに活用

## エ. 福祉避難所の設置(8/31現在)

8月31日をもって全て閉鎖

(設置実績:新潟市1箇所、柏崎市6箇所、刈羽村2箇所 計9箇所)

③平成16年新潟県中越地震において建設した応急仮設住宅の空室を、今回の震災による避難所として活用して差し支えない旨新潟県に通知(7/19)

④新潟県に対し、避難所の被災者の多様なニーズに対応できるよう、各避難所の責任者は被災者の要望に対し積極的に対応していただくことをお願いするとともに、状況等を適宜厚生労働省に情報提供するよう要請(7/18)

## (2)医療活動関係

### ・7月16日(月)

- 10時33分 広域災害・救急医療情報システムにより全国のDMATに待機要請  
新潟県DMAT2チーム(村上総合病院、新潟市民病院)を派遣
- 11時50分 山形県立中央病院DMAT1チームが出動  
富山大学DMAT1チームが出動  
相澤病院(長野県)DMAT1チームを派遣
- 11時55分 日本医大北総病院(千葉県)DMAT1チームの派遣要請
- 13時12分 日本医大北総病院(千葉県)DMAT1チームが長岡赤十字病院着
- 14時25分 刈羽郡総合病院の重症患者3名をドクヘリにて他の医療機関に搬送することを計画
- 15時10分 国立病院機構災害医療センターのDMAT1チーム派遣(国立病院機構災害医療センターからは自主的な派遣を含め、3医療班を派遣)
- 15時30分 兵庫県災害医療センターDMAT1チーム派遣
- 20時30分 9都県より厚生労働省・新潟県の要請によりDMAT計24チームが新潟県に派遣、現地にて活動中

### ・7月17日(火)

- 12時30分 新潟県からの要請を受け、国立病院機構西新潟中央病院より1医療班を柏崎市に派遣
- 15時00分 DMAT14チームが現地にて引き続き活動中
- 18時10分 新潟県からの要請を受け、労働者健康福祉機構横浜労災病院医療救護班を柏崎市救護所に派遣  
(救急専門医師3人、看護師1人、事務職1人、運転手1人:災害支援バス)

### ・7月18日(水)

- 8時00分 新潟県からの要請を受け、労働者健康福祉機構新潟労災病院医療救護班を柏崎市救護所に派遣  
(医師1人、看護師2人、薬剤師1人、事務職1人、運転手1人:救急車)
- 10時00分 災害急性期におけるDMATとしての活動は終了し、一部は引き続き救護活動等に従事

### ・7月20日(金)

- 7時00分 新潟県からの要請を受け、労働者健康福祉機構関東労災病院医療救護班を柏崎

市救護所に派遣

(医師2人、看護師2人、事務職1人、運転手1人)

・7月26日(木)

10時00分 新潟県からの要請を受け、労働者健康福祉機構燕労災病院医療救護班を柏崎市救護所に派遣

(医師1人、看護師2人、薬剤師1人、事務職2人、運転手1人:救急車)

・済生会新潟第二病院、三条病院、山形済生病院、福井県済生会病院から、医療班を派遣(柏崎市「元気館」)

・新潟労働局に対し、救急薬品等を柏崎市、長岡市、刈羽村の各災害対策本部へ配布するよう指示(7/19)

### (3)こころのケア対策

・新潟県、長野県の担当者に対して「災害時地域精神保健医療活動ガイドライン」の活用等、災害時のこころのケアについて、技術的な指導を実施(7/17)

・被災者の心理的な問題を把握し、適切な対応を行うため国立精神・神経センター精神保健研究所の専門医2名及び当省精神・障害保健課の担当官を現地に派遣(7/17)

・7月18日に、さらに国立精神・神経センター精神保健研究所の専門医1名を派遣

・労働者健康福祉機構の横浜、中部及び関西労災病院で、被災者のメンタルケア支援対策として「心の電話相談」を実施(7/17)(なお、フリーダイヤルは7/20より実施)

・被災者の心の悩みに関する相談等に対応するため、労働者健康福祉機構新潟産業保健推進センターにおいて、面接又は電話による「心の相談室」の相談日を拡充(7/17)(なお、フリーダイヤルは7/20より実施)

・新潟県のこころのケア対策に国立病院機構さいがた病院より精神保健福祉士を派遣(7/21)

### (4)高齢者、障害者等の要援護者への緊急的対応

○避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者については、旅館、ホテル等の避難所としての活用や、緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えない旨を新潟県及び新潟市に通知(7/16)

○避難生活が必要となっている在宅の高齢者、障害者等の要援護者に対して、福祉施設における定員を超えての受入、空きスペースなどを福祉避難所として提供することなど、緊急的な措置への対応を全国社会福祉協議会を通じ新潟県内の社会福祉法人に依頼。(7/17)

○避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、新潟県等から旅館、ホテルに対して避難所等として受入要請があった場合の協力について、全国旅館生活衛生同業組合連合会に依頼(7/17)

○要援護者の社会福祉施設等への受け入れ等について考えられる取組や留意事項及び特例措置等について新潟県、長野県、新潟市及び長野市へ通知(7/18)

○被災した要介護の高齢者等に対する避難所等における対応、介護保険施設等における受け入れ、利用者負担の減免、保険料の徴収猶予・減免及び要介護認定事務の取扱等の緊急的な措置への対応について新潟県等に通知(7/16)

○被災した要援護障害者等に対する避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用、視聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援、利用者負担の減免等の緊急的な措置への対応について新潟県、長野県、新潟市及び長野市へ通知(7/17)

○避難生活に伴う廃用症候群の発症の予防について新潟県等に通知(7/16)